

断続的な 宿日直許可申請 について

兵庫労働局 監督課

1

表1：医師の宿直人員数

病院区分等		宿直人員数				
		1名	2,3名	4,5名	5~9名	10名超
特定機能病院及び地域医療支援病院	23		8	5	7	3
一般病院 (400床以上)	1	1				
一般病院 (200以上400床未満)	12	7	3	2		
一般病院 (100以上200床未満)	46	40	6			
一般病院 (100床未満)	29	28		1		
一般病院 (療養病床のみ)	30	29	1			
精神病院	18	15	3			
合計	159	120	21	8	7	3

表2：1ヶ月間（令和3年10月）
の最も多い宿日直回数

病院区分等		最も多い宿日直回数				
		1回	2回	3回	4回	それ以上
特定機能病院及び地域医療支援病院	18		1	3	8	6
一般病院 (400床以上)	1			1		
一般病院 (200以上400床未満)	11		2	1	5	3
一般病院 (100以上200床未満)	43	2	1	5	26	9
一般病院 (100床未満)	24	1	2	1	10	10
一般病院 (療養病床のみ)	27		2	1	17	7
精神病院	18		1	1	9	7
合計	142	3	9	13	75	42

兵庫県労働基準連合会統計資料による

2

表3：宿直勤務者（医師）の雇用形態

病院区分等		雇用形態		
		①アルバイト・非常勤医師	②常勤医師+アルバイト・非常勤医師	③常勤医師
特定機能病院及び地域医療支援病院	23		18	5
一般病院（400床以上）	1			1
一般病院（200以上400床未満）	12	1	10	1
一般病院（100以上200床未満）	46	8	37	1
一般病院（100床未満）	29	7	21	1
一般病院（療養病床のみ）	30	9	20	1
精神病院	18		17	1
合計	159	25	123	11

表4：非常勤医師の割合

病院区分等		割合				
		1%~20%	~40%	~60%	~80%	~99%
特定機能病院及び地域医療支援病院	16	13	2	1		
一般病院（400床以上）						
一般病院（200以上400床未満）	9	2	4	2		1
一般病院（100以上200床未満）	32	5	2	15	7	3
一般病院（100床未満）	21	4	5	5	6	1
一般病院（療養病床のみ）	20	3		5	5	7
精神病院	14	7	2	3	1	1
合計	112	34	15	31	19	13

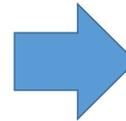
兵庫県労働基準連合会統計資料による

許可基準 1

宿直の場合において、仮眠設備が完備されており、夜間に十分な睡眠が取り得るものとなっていること。

事例 1

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	内科、耳鼻咽喉科、外科、皮膚科、泌尿器科、小児科 麻酔科、救急科		
病床数	210床	労働者数	220人
対象者数等	薬剤部7人、臨床検査科10人、放射線科10人 医事課6人等 計37人		
宿日直勤務時間	宿直（週1回）：0時～翌朝9時		
対象業務	緊急事態に備えての待機		
調査の概要	過去1か月間の実績を調査 電子レセプトに記録された宿直時間中の救急外来患者数は、75人、1日当たり平均2.5人。 実際の患者数は、1日当たり0～6人。 外来患者の受付時刻によると、最も密度が薄い診療科部門でも常態的に2～3時間おきに対応が発生。睡眠時間が十分に確保されているとはいえないと判断。		

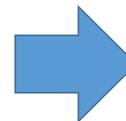


不許可

5

事例 2

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産科・婦人科		
病床数	20床	労働者数	30人
対象者数等	勤務医7人		
宿日直勤務時間	宿直（週1回）：17時45分～翌朝8時15分		
対象業務	緊急事態（出産）に備えての待機、定期巡回		
調査の概要	過去1か月間の実績を調査 入院患者の夜間支援は夜勤勤務医が従事。 巡回は1勤務当たり3回実施。（1回約5分）。病棟の異常確認や消灯・施錠確認。 入院患者の出産に伴う対応では夜勤勤務医の補助。1か月間に11回、1回当たり約6時間程度と緊急時の対応とは言い難い。 勤務実態報告書から、宿直日ごとの連続した最長の連続睡眠時間の平均が3時間33分であり、これが最も短い日は2時間21分・十分に睡眠をとり得るとは言い難いと判断。		



不許可

6

許可基準 2

通常の労働の拘束から完全に解放されており、通常の勤務態様が継続していないこと、また、宿日直中の行われる業務については、特殊な措置を必要としない軽度の又は短時間の業務であること。

7

特殊な措置を必要としない軽度の又は短時間の業務とは？

- ・ 医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
- ・ 医師が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間（例えば非輪番日であるなど）において、少数の軽傷の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと

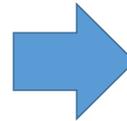
ということです。

※宿日直中に、通常の勤務時間と同態様の業務に従事することが稀にあったとしても、一般的に見て、常態としてほとんど労働することがない勤務の実態がある限り、かつ宿直の場合は、夜間に十分な睡眠が取り得るものである場合は、許可対象となる。

8

事例 3

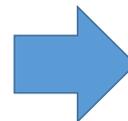
救急指定の別	指定なし				
診療科・部門	精神科、心療内科				
病床数	170床	労働者数	150人		
対象者数等	勤務医1人、他病院からの受入医8人				
宿日直勤務時間	宿直（週1回）：18時～翌朝8時45分 日直（月1回）：土13時～17時、日祝9時～17時				
対象業務	非常事態に備えての待機、定期巡回				
調査の概要	過去3か月間の実績を調査。 宿直勤務では、約30分の定期回診と入院患者の容態急変に備えた病棟管理。 回診は、1～3階病室を巡回し、処置の必要な患者は看護師が回診時に案内するが、1回2件程度、発熱診察や転倒等による軽傷処置。 病棟管理では診察を要する事案の発生頻度は、1日最大5件、平均1件程度（1件約32分）				



許可

事例 4

救急指定の別	二次救急病院				
診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科 産婦人科、放射線科、麻酔科、救急診療科、鑑地診断科等				
病床数	350床	労働者数	900人		
対象者数等	勤務医44人				
宿日直勤務時間	宿直（週1回）：18時～翌朝9時 日直（月1回）：9時～18時				
対象業務	ICU（集中治療室）の非常事態に備えての待機 処置確認、呼出対応				
調査の概要	最大収容患者数4人のICUにおいて、 ・1日1回、看護師が実施した投薬等の記録をチェックし、主治医の指示どおりの措置がなされていることを核にする「処置確認」（約2分） ・月1回程度、看護師から呼出を受け、急変患者の容態を確認し、主治医又は専門医に連絡を取るか否かの判断のみを行う「呼出対応」（約20分） 休日・夜間の急患には夜勤医が対応し、宿日直勤務による対応なし。				



許可

許可基準 3

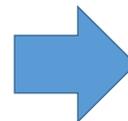
宿直については週に1回、日直については月に1回以内の回数とすること。

※ただし、特段の事情が認められる場合は、限度回数を超えて許可される場合もあります。

11

事例 5

救急指定の別	指定なし。		
診療科・部門	内科、リハビリテーション科		
病床数	170床	労働者数	130人
対象者数等	勤務医2人、他病院からの受入医10人		
宿日直勤務時間	宿直（週1回）： 17時～翌朝8時30分 日直（月2回）： 土12時30分～17時30分 日祝9時～17時30分		
対象業務	非常事態に備えての待機		
調査の概要	過去3か月間の実績を調査。 調査時、宿直と日直の回数はいずれも基準を超えていたが、宿直については週1回以内とすることが可能であった。 日直については、僻地に所在する等の事情から、他の嘱託医の確保が極めて難しく、当該嘱託医の本院での勤務の都合から、土日連続した日直勤務とするほかなく、日直勤務はほぼ待機業務であることから、日直に限り月2回許可。		



許可

12

許可基準 4

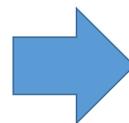
宿日直手当の額は、宿直又は日直につくことが予定されている同種労働者に対して支払われている賃金の1人1日平均額の1/3以上であること。

※ただし、上記が著しく困難又は不適當と認められる場合は、その基準にかかわらず、許可される場合があります。

13

事例 5

救急指定の別	一次救急病院
診療科・部門	内科、リハビリテーション科、放射線科、皮膚科、整形外科
病床数	50床
労働者数	80人
対象者数等	他病院からの受入医7人
宿日直勤務時間	宿直（週1回）：18時～翌朝8時30分 日直（月2回）：9時30分～翌8時30分
対象業務	非常事態に備えての待機
調査の概要	過去1か月間の実績を調査。 1か月間に6回、戻もちの診察（約5分）や死亡確認（約10分）等（合計約45分）。 医師2人について、宿日直ごとの間隔が6日以上開いていない週がみられたものの、1か月間の宿直回数は4回以下となっており、また、勤務の労働密度が薄いことから、週1回の限度を満たしているとして許可。 宿日直手当額は、宿直又は日直勤務に就くことが予定されている同種労働者に対して支払われている賃金の1人1日平均額の1/3以上とすることが著しく困難として、賃金構造基本統計調査報告の医師の賃金額から算出した日額の1/3の額を参考に評価。



許可

14

宿日直許可申請時に必要な書類

- ①申請書（原本2部）
- ②宿日直勤務中のタイムスケジュール表
（定期巡回等、宿日直勤務中に必ず行われる業務について、その業務時間帯を示すもの）
- ③上記②で定期巡回が行われる場合、フローア平面図に巡回経路が示された図面
- ④支給される宿日直手当額が1人1日平均額の1/3以上となっていることを証明する計算書及び計算書に記載された労働者の賃金台帳
- ⑤宿日直当番表
- ⑥仮眠室の場所がわかるフローア平面図及び写真